

# 東米良地域活動支援企業連絡協議会 会則

第1条 名称 本会は、東米良地域活動支援企業連絡協議会と称する。

第2条 所在地 本会を次の住所に置く。西都市上揚2番地2

第3条 目的 本会は、西都市東米良地区の環境整備保全活動、活性化活動、伝統継承活動、福祉活動等の地域活動を相互扶助の観点から企業の地域貢献活動として支援することおよび企業間の情報共有・協力・親睦等を目的とする。

第4条 組織 前項第3条の目的に賛同する者・団体等をもって構成する。

第5条 役員

(1) 本会は次の役員を置く。

会長：1名 副会長1名 事務局長1名

(2) 毎年4月の総会で当年度の役員について選任を行う

(3) 役員の仕事及び権限

会長：本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を務める。

副会長：会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

事務局長：本会の事務を掌握する。

第6条 運営

(1) 総会は構成員の3分の2の出席をもって成立する。

(2) 定例総会は年に1度、4月に行う。

(3) 役員を選任、年度運営方針・活動計画等の承認等は総会を開催し、出席者の過半数の同意をもって決定する。

(4) 諸問題が発生した場合は、臨時総会を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条 会費 会費はないものとする

第8条 活動内容

東米良地区内地域活動支援等・会員活動および情報共有・会長が他に定めるもの。

活動支援内容は記録し年間報告（年度報告）を行う

会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日に終わる

第9条 財務

(1) 活動に資金が必要な場合は、会員企業の支援可能な範囲とする

(2) 本会の予算は基本的に持たない。

第10条 改訂 この規約は構成員の過半数の同意をもって改正することができる。

第11条 発足日 本会は2024年（令和6年）4月1日とする。

第12条 会則施行日 本会則は2024年（令和6年）4月1日より施行する。

事務局 〒881-1231 宮崎県西都市上揚2番地2（東米良仁の里内善仁会事務局）

電話 0983-46-2852 FAX 0983-32-0162

Mail higasimerand@gmail.com